

○鴻巣市生涯学習指導者人材バンク要領

平成 17 年 7 月 28 日
教 委 告 示 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市民の生涯学習の奨励及び援助の一環として、貴重な経験、豊かな知識及び優れた技術を持ち、各分野で活躍している市民を広く募り、生涯学習活動を推進するために行う鴻巣市生涯学習指導者人材バンク(以下「人材バンク」という。))について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「人材バンク」とは、生涯学習に関する各分野の指導者の情報を収集し、登録された人材情報の提供を行うためのシステムをいう。

2 この要領において「指導者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 大学教授等の高度な専門知識又は技能を有する者
- (2) 各学習分野で優れた能力又は経験を有する者
- (3) 医師、税理士等公的専門資格を有する者

(運営及び事務局)

第 3 条 人材バンクの運営は、鴻巣市教育委員会が行い、事務局を教育総務部生涯学習課内に置く。

(指導者及び登録方法)

第 4 条 人材バンクの指導者となることができる者は、指導者として生涯学習活動に携わる市民(在勤・在学者を含む。))及び今後指導者として生涯学習の充実発展に熱意のある者のうち、人材バンクを利用する者からの依頼に応じて直接指導に当たることができるものとする。ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的に指導に当たる者は除く。

2 人材バンクに指導者として登録しようとする者は、生涯学習指導者人材バンク登録申込書(様式第 1 号)により、教育委員会に申し込まなければならない。

(平 24 教委告示 ・ 一部改正)

(登録)

第 5 条 教育長は、前条第 2 項の規定による申込のあった者のうち、同条第 1 項の規定に該当すると認めたものを、生涯学習指導者人材バンク登録書(様式第 3 号。以下「登録書」という。))に登録する。

2 登録は、前項の規定により登録された者(以下「登録者」という。)から申出がな

い限り継続するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第2条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 登録事項の変更を遅滞するなど、登録者の責めに帰すべき事由により、登録者と通知、連絡等ができないとき。

(3) その他登録者が指導者として活動することができないと認められるとき。

3 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(平 24 教委告示 ・ 一部改正)

(登録者情報の提供)

第6条 事務局及び各公民館は、学習者に対して、人材バンクの趣旨及び他の目的への利用の禁止等注意事項を説明し、登録書により登録者情報を提供する。

2 生涯学習指導者人材バンク登録者名簿は、各公民館に配置する。

(登録者の活用)

第7条 登録者を学級、講座、サークル活動等の指導者として依頼しようとする者は、事務局又は各公民館に照会し、登録者と直接交渉するものとする。

2 前項の依頼を受けた登録者は、指導及び助言を行い、生涯学習指導者人材バンク活動状況報告書(様式第4号)を教育長に提出するものとする。

3 依頼者は、登録者の指導に係る交通費、謝礼その他の経費を負担する。

(研修)

第8条 事務局は、市民の多様な学習活動への要望に応えるため、登録者を対象に研修会を開催する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年教委告示第 18 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年教委告示第 5 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年教委告示第 10 号)

この告示は、公布の日から施行する。